

随意契約（相手方指定）調書

件名	製品プラスチック再商品化業務委託（令和8年度から令和10年度まで）	5200335
工（納）期	令和11年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	推定総額 12,834,360円（消費税込み）	

契約相手方	エム・エム・プラスチック株式会社 (法人番号：3040001053057)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

## 業者選定理由書

件名	プラスチック製容器包装及び製品プラスチック再商品化業務委託(令和8年度から令和10年度まで)
指名業者(案)	<p>名称 エム・エム・プラスチック株式会社</p> <p>代表者 代表取締役 森村 努</p> <p>所在地 千葉県富津市新富66番1号</p>
特命理由	<p>本件は、プラスチック製容器包装(以下「容リプラ」)及び製品プラスチック(以下「製品プラ」)の再商品化業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>本案件において、プラスチックを処理する事業者(再商品化事業者)の不足が全国的に顕著となっており、これを確保することが課題となっている。この課題解決に最も効果的な方法として、区が国に対し再商品化計画を申請することで3年間の事業者確保を可能とする認定(大臣認定ルート)を受けする方法がある。</p> <p>区が国へ申請予定の再商品化計画では、最短で令和8年度から3年間の再商品化工程等について国から認定を受けることとなるが、この場合、令和7年6月までに再商品化事業者名を明記した再商品化計画の申請が必要となるため、契約相手方を決定したうえで、今年度から再商品化事業者と協議を開始する必要がある。</p> <p>再商品化計画の申請にあたり、令和4年度から区の容リプラ及び製品プラの再商品化業務を受託しており、区の処理工程を熟知している唯一の事業者である上記業者と認定を受けることで、必要な処理工程の合理化及び費用の抑制計画案の協議を行うことができる。</p> <p>上記業者は、今後各自治体のプラスチック回収量が増加した場合でも、事業を拡張できるだけの余力が敷地内にあり、令和9年度を目途に工場の拡張を予定しているため、継続・安定した事業実施が期待できる。</p> <p>以上のことから、令和8年度の本件実施にあたっては、上記業者との特命随意契約を締結する方針で手続を進めることとする。</p>
その他特記事項	<p>根拠規定: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>